様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		商店街振興組合の合併の認可
根拠条例･規則等名		商店街振興組合法
条　　項		法第７３条第３項
所 管 部 課		経済局 商工観光部 商業振興課（電話：048-829-1364）
審査基準	基　準 （未設定の場合はその理由）	組合の合併の認可の基準 　合併の認可については、組合の設立認可及び定款変更の認可の基準に準じて処理するものとする。ただし、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずる恐れがないことを証明する書類の提出は必要ないものとする。
	設定等年月日	平成１６年２月２４日設定　平成１９年４月１日最終改正
標準処理期間	期　間 （未設定の場合はその理由）	１４日間
	設定等年月日	平成１６年２月２４日設定　平成　　年　月　日最終改正
備　考		